

2020年5月22日

米国商品先物取引委員会による『スワップデータの取引保存および取引報告要件  
(Part45)』の規則改正案」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米国商品先物取引委員会 (CFTC) が本年2月20日に公表した『スワップデータの取引保存および取引報告要件 (Part45)』の規則改正案 (以下「改正案」という。) に対して、コメントの機会を与えられたことに感謝の意を表したい。本件検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

【総論】

本件は2017年7月の「Roadmap to Achieve High Quality Swaps Data」やグローバルな検討状況等を踏まえ、定義の見直しや報告要件の簡素化ならびに識別子に関する規制の提案がなされていると認識しており、総論としては賛成である。一方で、取引報告を行う金融機関としては以下の点に十分配慮のうえ、最終化がなされることを望む。

➤ 各国における規制導入への配慮

今回の改正は FSB および CPMI/IOSCO が提唱するグローバルハーモナイゼーションの検討が理由の一つであると理解しており、導入時期や内容について国際的に協調することが重要となる。我々としては、特に UTI に関する懸念が強いことから、以下の点を要望する。

(1) UTI の導入時期について

今回、UTI については、国際合意にもとづき、2020 年末の導入が企図されていると理解している。一方で、各国の状況をみると、2020 年4月に導入を予定していた複数国が導入を見送っている<sup>123</sup>ほか、欧州でも導入までには相当の期間を要することを提案している<sup>4</sup>。したがって、現実的に考えると、2020 年末までに UTI を導入可能な主要国・法域はわずかだと考えられる。

<sup>1</sup> HKMA and SFC (March 2020) Notice - Mandating the use of Unique Transaction Identifier for the reporting obligation

<sup>2</sup> ASIC (March 2020) ASIC Corporations (Amendment) Instrument 2020/242

<sup>3</sup> MAS (February 2020) Securities and Futures (Reporting of Derivatives Contracts) (Amendment) Regulations 2020

<sup>4</sup> ESMA (March 2020) Consultation regarding Technical standards on reporting, data quality, data access and registration of Trade Repositories under EMIR REFIT

仮に米国のみが先行して 2020 年末に導入した場合、他法域では UTI の付番態勢が整っておらず、クロスボーダー取引における UTI の取扱いで混乱が生じる可能性が想定される。UTI は、付番者が取引によって変更されることから、他の規制と比して、グローバルベースでの同時導入によるメリットが大きいことも踏まえると、最終的な導入時期は各国当局間で協議のうえ、必要な準備期間を踏まえ決定すべきと考えられる。

なお、UPI や CDE の導入についても、国際合意は 2022 年秋が想定され、米国では最終化から 1 年後が想定されているが、市場参加者のシステム開発等の態勢整備にあたっては相応の時間と費用がかかることが想定されるため、十分な準備期間を確保したうえで導入時期をご検討いただきたい。

実施時期を検討する際は、一案として、欧州の市中協議での提案も踏まえ、市場参加者におけるシステム開発などの準備を効率的に実施するため、UPI や CDE の導入時期に UTI の導入時期を後ろ倒しすることも含めてご検討いただきたい。

## (2) UTIの導入内容について

規制案における付番者の判定ルールは、IOSCOのテクニカルガイダンスと比較すると、一部の取引において、付番者に変更がなされており、より実務に配慮した内容になっていると思われる。一方で、他法域がIOSCOのテクニカルガイダンスにおける付番ルールを忠実に採用する等、異なる付番ルールを規定した場合に、双方の整合性が図れず、クロスボーダー取引において混乱が生じる可能性があるため、今回の市場参加者のコメントについて特に注意を払っていただきたい。

特に、Cross-Jurisdictional Swapの取扱いについては、米国より報告時限が早い法域のルールにしたがったUTIをCFTCの報告においても使用することが要求されている。しかしながら、法制上の観点からは、米国よりも報告時限の早い法域において、UTIが義務化されていない場合や、CFTCやグローバルルール上のUTIと異なる識別子が使用されている場合に、他法域のカウンターパーティーがUTIを付番することは困難である。実務上の観点からは、相手方の設立地やディーラー登録有無といったStatic Dataのみならず、個別取引のアレンジ・交渉・執行地、記帳拠点、休日勘案ルール等、多くの要素が報告時限の決定に複雑に影響するため、相手方の各国法域における正確な報告時限を把握するのは難しい。

以上の理由から、当事者合意によるUTI付番権者の変更を許容するなど、柔軟な制度設計<sup>5</sup>とした方が、結果としてUTIの二重付番を回避し、正確な取引データ収集という規制目的に合致すると考えられる。

---

<sup>5</sup> その他の方法として、例えば、現行の ISDA Tie Breaker Logic と同様に、Payer/Receiver や Seller/Buyer といった UTI 付番権者判定が容易で、かつ、システム実装しやすいロジックを採用することも考えられる。

【各論】

## II. Proposed Amendments to Part 45

### A. § 45.1 – Definitions

(1) Does the Commission’s proposed definition of “execution date” present problems for SEFs, DCMs, SDRs, or reporting counterparties? Should the Commission instead adopt a definition that aligns with other regulations, including, for instance, the definition of “day of execution” in § 23.501(a)(5)(i)?

(コメント)

問題が生じると考えられる。グローバルな利用状況や整合性の観点から、EST 基準ではなく、UTC 基準を利用すべきと考えられる。また、Swap Data Elements として報告が求められる各種 Timestamp (Execution Timestamp, Valuation Timestamp 等) について、基準時の記載がないが、これについても、UTC に統一いただきたい。

(理由)

今回、§ 45.1 において、“execution date” については、EST 基準のスワップ取引発生の日付を意味するとされている。一方で、グローバルな状況を見ると、CDE テクニカルガイダンスでは、Execution timestamp は UTC ベースとされており、2020 年 1 月に公表された “Clock Synchronisation” に関する最終報告書でも、business clock については UTC に統一することが推奨されている。

仮にグローバルベースでの協調や定義の統一を行わず、EST 基準を採用した場合、(時差により) 報告主体の所在地によって負担の偏在が発生する可能性があるほか、サマータイム調整やシステム変更、他法域での報告との間に差異が生じ実務上、過大な負担が発生することとなる。

### D. § 45.4 – Swap Data Reporting: Continuation Data

(7) Does the Commission’s proposal to no longer require non-SD/MSP/DCO reporting counterparties to report valuation data raise any concerns about the Commission’s ability to monitor systemic risk in the U.S. swaps market?

(コメント)

特段懸念は生じないと考えており、CFTC の提案には賛同する。

(理由)

米国スワップ市場における、non-SD/MSP/DCO reporting counterparties の活動は限定的であることから、CFTC によるシステミックリスクのモニタリングに懸念を生じさせるものではないと考えられる。

### H. § 45.10 – Reporting to a Single SDR

(10) Would the Commission’s proposal to permit reporting counterparties to change SDRs raise

any operational issues for reporting counterparties, SDRs, or non-reporting counterparties?

(コメント)

SDR を変更したとしても、特段懸念は生じないと考える。

ただし、SDR を変更する際の対応を簡素化する観点から、SDR 間でデータ項目や様式の整合性が取れていることが望ましい。

#### K. § 45.13 – Required Data Standards

(14) The CPMI-IOSCO Governance Arrangements for critical OTC derivatives data elements (other than UTI and UPI) ("CDE Governance Arrangements"), assigned ISO to execute the maintenance functions for the CDE data elements included in the CDE Technical Guidance. Some of the reasons include that almost half of the CDE data elements are already tied to an ISO standard and because ISO has significant experience maintaining data standards, specifically in financial services. CPMI and IOSCO, in the CDE Governance Arrangements, also decided that the CDE data elements should be included in the ISO 20022 data dictionary and supported the development of an ISO 20022-compliant message for CDE data elements. Given these factors, should the Commission consider mandating ISO 20022 message scheme for reporting to SDRs?

(コメント)

「ISO 20022 message スキームの必須化」を採用するかどうかの検討にあたっては、グローバルに協調すべきである。

(理由)

データの標準化という観点で、ISO 20022 message スキームを採用することについては国際的な合意であり、異論はない。一方で ISO 20022 message スキームを採用していない法域があった場合に、仮に ISO 20022 message スキームを必須化してしまうと、当該法域への提出データと、CFTC への提出データを二重に作成するといった対応が必要となり、混乱が生じる可能性があることから、グローバルベースで協調することが望ましい。

➤ その他

✓ LEI の取得に係る要件の変更の検討

§ 45.6 における LEI 未保有の一定の取引相手について、取引報告前に LEI を代理申請等により取得することが求められている。代理申請については、コストや重複取得の可能性等に鑑みると、実務的なハードルが非常に高いことから、取引相手に LEI 取得を「勧める」等の行為で足るとするように変更を検討いただきたい。

✓ "in the manner provided in § 45.13(b) each business day"の明確化

Proposed § 45.4(c)(2) において参照する § 45.13 は報告データの Validation に関する条項であり、報告時限や評価時限が明確ではない。Valuation 報告の場合、例えば、いつ時点の評価レートを用いて、いつまでに報告を完了すべきなのか、確認したい。

✓ 追加検証ルール（報告が要件を満たしていない場合の再報告の時限）要件の変更

§ 45.13(b)における SDR による再報告の要請について、各国における休日を考慮する必要があること、取引報告のリジェクトがシステム上リアルタイムで把握できないケースがあり、対応負荷が高いことから、要件を充足していない場合の対応として、「報告時限内」の再報告ではなく、「発見後できるだけ早期に」あるいは「発見後一定時間内に」再報告することを求める要件へ変更を検討いただきたい。

以 上